

事 務 連 絡
平成 31 年 4 月 2 日
経 済 産 業 省

各位

改元に伴う元号による年表示の取扱い及び
情報システム改修等への対応について
(周知)

天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成 29 年法律第 63 号）に基づく皇位の継承に伴って、2019 年 5 月 1 日に改元が行われることとされております。

新元号については、改元に先立ち「令和」とすることが 4 月 1 日に公表されました。政府においては、改元に伴う元号による年表示の取扱いについて、新元号の円滑な移行に向けた関係省庁連絡会議において、別添の通り申合せを行い、今後、本方針に基づき事務を行うこととなりますので、情報提供させていただきます。

また、改元に伴う情報システム改修等への対応につきましては、万全を期していただきますよう、引き続き、お願いいたします。

なお、ご検討の一助となるよう、経済産業省及び独立行政法人情報処理推進機構（IPA）では、改元に伴う情報システム改修等への対応における留意点等について、下記の経済産業省ウェブページにおいて情報提供を行っており、同ページに掲載している参考資料についても送付させていただきます。同ページでは、今後も、継続的に、改元に伴う情報システムの改修等に関する最新の情報提供を行ってまいります。

各位におかれましては、改元に伴う情報システムの改修等に関するこれらの情報について、加盟法人等の関係先への周知にもご協力いただけますよう、よろしくお願いいたします。

<経済産業省ウェブページにおける情報提供>

改元に伴う企業等の情報システム改修等への対応

https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaigen/kaigen_taiou.html



(以上)